



水循環基本法に関する学会からの提言

公益社団法人日本地下水学会会長

嶋田 純

公益社団法人日本地下水学会副会長

谷口 真人

地下水学会会員の皆様は既にご存知のことと思いますが、本年3月27日に長年懸案事項であった超党派の議員立法による国内の水資源の保全を図るための『水循環基本法』が第186回通常国会の衆院本会議で、全会一致で可決・成立し、4月2日に公布、7月1日に施行されました。水循環基本法は、我が国の水資源の乱開発を防ぐため、政府に必要な法整備を求める内容で、これまで国土交通省や厚生労働省など7つの省が縦割りで河川や上下水道、農業用水などを管理してきた現行の体制を、内閣に設置した「水循環政策本部」（本部長＝首相）が一元的に管理、規制する体制に改めるもので、野放図となっていた外資による水源開発を目論んだ森林買収に歯止めをかける狙いもあるものです。これまで法律等で明確に規制されてこなかった地下水も、国や自治体の管理対象に含めるもので、地下水に関わる調査・研究・技術開発・利用・保全などに携わる我々の学会に極めて深く係る法律です。

この法律の制定を受けて、日本地下水学会では5月23日に日本大学文理学部百周年記念国際会議場において『なぜ、水循環基本法なのか』というテーマのセミナーを開催し、180名にも及ぶ会場一杯の聴衆の参加を見ることで、関心の高さを改めて認識したところです。学会理事会では、同法の施行に合わせて7月1日に以降に示す様な提言を関連機関に提出し、同法で示されている5つの基本理念を我が国の地下水利用の在り方を想定した計画立案と法制度の改正・新規制定に反映する上での学会からの提言としました。

この度、同法で定められた水の日（毎年8月1日）を契機に、学会誌巻頭言として会員諸氏にお知らせするものです。

水循環基本法に基づく水循環基本計画・水関連諸法案制定への提言

平成26年7月1日

公益社団法人 日本地下水学会

我が国の水行政体制の理念法となる「水循環基本法」が、第186回通常国会に於いて議員立法され、平成26年3月27日に成立、同4月2日に公布された。これに伴い内閣府に水循環政策本部を設置し、「水循環基本計画」の策定と関係行政機関の施策の総合調整を行うことが規定された。

公益社団法人・日本地下水学会では、現行水法制ではカバーされていない地下水・湧水の法制度化を狙いの一つとした水循環基本法が、地下水管理に与える影響を考えるセミナー「なぜ、水循環基本法なのか」を、水関連5団体の後援を得ていち早く平成26年5月23日に主催し、水循環基本法に関する政治、法律、技術、国際などの観点から水循環基本法制定後に期待・予想される変化等についての議論を

進めてきた。

これらの議論および、地下水分野の有識者からの意見を踏まえて、公益社団法人 日本地下水学会では、水循環基本法で示された以下の5つの基本理念を、水循環基本計画、現行水法制度の改正、新規立法に反映させるうえで、地下水管理・利用・保全の観点から以下の提言を行うものである。

【1】水循環の重要性

健全な水循環の維持のためには、目には見えないが地下で循環している地下水が、地上の水循環系と連続していることを理解し、地下水循環系と地表水循環系が一体となった水循環の理解と管理が重要である。そのためには、地下水を含めた水循環系の調査・モニタリング・モデリングによる可視化を含めた統合的水循環系の解明が必要不可欠である。

【2】水の公共性

循環する共有資源としての水の公共性に鑑み、持続可能な水資源管理・利用・保全の観点の導入が重要である。特に地下水に関しては、わが国においてこれまで経験してきた地盤沈下や地下水汚染等の地下水災害やその対処に基づく経験・知識を十分に活用し、一律的な規制や過剰な個別利用ではなく、適切な地下水管理の下で、循環する資源（共有財産）としての地下水の有効利用と保全を図ることが重要である。

【3】健全な水循環への配慮

わが国が位置するモンスーンアジアの水文気象条件と、火山列島としての地形・地質条件を踏まえ、生態系保持を含めた健全な水循環への配慮が必要である。特に地下水に関しては、地震などの災害リスクに対する、緊急時の水源確保の観点からの地下水利用体制とその制度整備が必要である。また気候変動などによる水循環の急激な変動リスクに対する適応として、相対的に貯留量が大きく定常的な水温・水質を有する地下水の特性を生かした利用とその管理が重要である。さらに日本文化の継承の観点から、地下水利用と関係の深い食文化（酒、豆腐など）等に配慮した健全な水循環の確保が必要である。

【4】流域の統合的管理

地下水と河川水や、地下水と海水など、異なる水体が接する境界における統合的水管理体制を確立することが重要である。沿岸域での河川水と海水、地下水と海水（海底湧水）や、温泉水と地下水など、それらを利用する様々なステークホルダーとの協議も踏まえ、現在の水法制度ではカバーできていない地下水や湧水に関する新規立法を行い、現行水法制度（河川法、温泉法など）の改正も含めた法的整合性に基づいた、統合的水管理制度の構築が必要である。

【5】水循環に関する国際的協調

気候変動に伴う水資源影響評価のようなグローバルな課題や、地下水汚染などのユニバーサルな課題など、流域レベルの水管理を超えた諸問題に対し、知の伝達や技術供与などを通して国際的協調を進めることが重要である。特に地下水に関しては、UNESCO-IHP (International Hydrological program) などの国際機関や IAH (International Association of Hydrogeologists) などの国際学会組織、World Bank や Asian Development Bank、JICA などの途上国支援・国際協力機関などとの協調を進め、持続可能な社会の構築のために全世界的に取り組む必要がある。

わが国で唯一の地下水分野の学術・技術に関する専門家集団である公益社団法人 日本地下水学会では、上記の提言に対する具体的な施策・事業等に対して、学会を挙げて積極的に取り組んでいく所存である。